

「国民の保護に関する基本指針」の変更 及び指定行政機関の国民保護計画の作成、変更

- 平成20年10月24日の閣議において、「国民の保護に関する基本指針」の変更を決定するとともに、指定行政機関のうち消防庁、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省及び観光庁の国民保護計画の作成及び変更について内閣総理大臣として「異議がない」旨を決定。
- 政府としては、国民保護施策を効果的に実施していくため、基本指針、国民保護計画等の適切な見直しを今後とも実施。

- ・ 政府においては、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護施策を効果的に実施していくため、関係省庁の所管法令、制度の改正内容を国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」及び指定行政機関の国民保護計画に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。本年度は、政策金融改革による政府関係機関の名称の変更、観光庁の発足等に伴う所要の改正を行うため、基本指針変更の閣議決定を行った。
- ・ 指定行政機関（各省庁）の長は、国民保護計画の作成及び変更にあたっては、原則として、総理大臣に協議を行うこととされている。本年度については、消防庁、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省及び観光庁から計画の作成及び変更に関する協議を受け、その内容について問題がないことから、内閣総理大臣として「異議がない」旨の閣議決定を行った。

【本件連絡先】 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当） 付
内閣参事官 滝川 伸輔 電話 03-3581-8926

平成20年度の国民の保護に関する基本指針の変更 及び指定行政機関の国民保護計画の作成、変更の主な内容

1 基本指針の変更

- (1) 今般の政策金融改革による組織変更を踏まえた、政府関係金融機関による融資に係る記述の修正（平成20年10月1日施行）。
- (2) 観光庁の役割を記述（平成20年10月1日発足）。
- (3) これまでの訓練の成果等を踏まえ、合同対策協議会及び現地調整所について記述。
- (4) 安否情報システムの運用開始を踏まえて記述を修正。

2 指定行政機関の国民保護計画の変更

- (1) 消防庁
 - ・ 安否情報システムの運用開始を踏まえた記述の修正。
- (2) 経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁
 - ・ 政策金融改革等を踏まえ、政府系中小企業金融機関から株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫への業務の承継に係る修正。
- (3) 国土交通省、観光庁
 - ・ 観光庁が指定行政機関となったことに伴い、国土交通省・観光庁国民保護計画として一体的に作成すること。